政　令

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月二十二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四十九号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「五課」を「四課」に、「人口動態・保健統計課　社会統計課　雇用統計課　賃金福祉統計課」を「人口動態・保健社会統計課　雇用・賃金福祉統計課　情報システム課」に改める。

第二十七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第二十八条（見出しを含む。）中「人口動態・保健統計課」を「人口動態・保健社会統計課」に改め、同条に次の三号を加える。

四　社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に関すること。

五　厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他これに類する国民生活の基礎的な事項に関する統計調査に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に関すること（雇用・賃金福祉統計課の所掌に属するものを除く。）。

第二十九条から第三十一条までを次のように改める。

（雇用・賃金福祉統計課の所掌事務）

第二十九条　雇用・賃金福祉統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　毎月勤労統計調査に関すること。

二　賃金の構造に関する基本的な統計調査に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に関すること。

四　労働時間に関する統計調査に関すること。

五　労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に関すること。

六　労働者の福祉に関する統計調査に関すること。

七　労働生産性及び労働費用に関する統計調査に関すること。

八　雇用及び失業に関する統計調査に関すること。

九　産業に係る経済事情の変化に伴う雇用及び労働条件の変化に関する統計調査に関すること。

十　労働組合及び労働争議その他の労働関係に係る事項に関する統計調査に関すること。

十一　前各号に掲げるもののほか、労働に関する統計調査に関すること。

十二　統計情報部において行う労働に関する統計調査の集計並びに集計材料及び集計結果の保存に関すること。

（情報システム課の所掌事務）

第三十条　情報システム課は、厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他局及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第三十一条　削除

第四十条中「五課」を「六課」に、「総務課」を「総務課　がん対策・健康増進課」に改める。

第四十一条中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号から第十号までを削り、同条第十一号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第四十五条を削り、第四十四条を第四十五条とし、第四十三条を第四十四条とする。

第四十二条第四号中「総務課」を「他課」に改め、同条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の一条を加える。

（がん対策・健康増進課の所掌事務）

第四十二条　がん対策・健康増進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること（他局及び総務課の所掌に属するものを除く。）。

二　厚生労働省の所掌事務に係るがんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

三　食生活の指導に関すること。

四　衛生教育に関すること。

五　栄養士、管理栄養士及び調理師に関すること。

六　地域における保健の向上に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

七　地方衛生研究所その他地方公共団体の衛生に関する試験検査研究施設に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

第四十六条から第四十九条までを次のように改める。

（水道課の所掌事務）

第四十六条　水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道に関すること。

二　井戸水その他水の衛生に関すること。

第四十七条から第四十九条まで　削除

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（がん対策推進協議会令の一部改正）

2　がん対策推進協議会令（平成十九年政令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「総務課」を「がん対策・健康増進課」に改める。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月二十二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第五十号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。